

○財務省告示第二十九号

經濟上の連携に関する日本国と歐州連合との間の協定が効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項の規定に基づき、經濟連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年十二月財務省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

經濟連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年十二月財務省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後

改 正 前

「略」

関税暫定措置法施行

令別表第一の項名

「略」

輸入基準数量

四十二	四十一	四十	三十九	三十八	三十七	七、二五〇トン 〔略〕	六二、四五三トン 八二四トン	一、〇〇〇トン 三三三トン 三八三トン
-----	-----	----	-----	-----	-----	----------------	-------------------	---------------------------

「同上」

関税暫定措置法施行

令別表第一の項名

「同上」

輸入基準数量

「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。